

嬉野市嬉野老人福祉センター
指定管理者募集要項

佐 賀 県 嬉 野 市

令和 8 年 7 月

嬉野市嬉野老人福祉センター

指定管理者募集要項

目 次

- 第1 施設の概要
 - 1. 設置の目的・沿革
 - 2. 対象施設
 - 第2 管理の基準・業務の範囲
 - 1. 管理基準
 - 2. 業務の範囲
 - 第3 指定の期間
 - 第4 管理費用
 - 第5 応募資格
 - 1. 応募者の資格
 - 2. 管理・運営に必要な資格・免許等
 - 第6 申請方法
 - 1. 申請書類
 - 2. 申請手続
 - 第7 指定管理者の選定
 - 1. 事業計画書の評価基準
 - 2. 選定の結果及び指定の手続き
 - 3. 無効又は失格
 - 4. 指定の取消し
 - 5. 選定事務の所管
 - 第8 指定管理者との協定について
-
- 様式 第1号 指定管理者指定申請書
 - 第2号 事業計画書
 - 第3号 収支予算書
 - 別紙1 誓約書
 - 別紙2 質問書

嬉野市嬉野老人福祉センター指定管理者募集要項

嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1. 設置の目的・沿革

嬉野市嬉野老人福祉センターは、昭和57年4月に高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置された施設である。

平成18年1月1日の市制制定時に嬉野市老人福祉センター条例（平成18年条例第103号。以下「条例」という。）を制定、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会が令和9年3月31日までの21年間、指定管理の業務を行っている。

2. 対象施設

- (1) 名 称 嬉野市嬉野老人福祉センター
- (2) 所 在 地 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390番地2
- (3) 延床面積 974.29㎡
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート造り（1階部分、ただし、機械室は地下1階）
- (5) 建築年月 昭和57年3月
- (6) 施設内容
事務室、教養娛樂室、老人集会室、研修室、生活相談室、相談室、パソコン室、リハビリテーション室、露天風呂（男・女）、浴室（男・女）、趣味活動室、地下1階・・・ボイラー室、ろ過装置、滅菌装置等
- (7) 利用対象者（条例第4条）
 - ①市内に住所を有する60歳以上の者
 - ②市長が特に必要があると認めるときは、60歳未満の者及び市外居住者にも利用させることができる。

第2 管理の基準・業務の範囲

1. 管理基準

- (1) 開館時間 午前8時30分～午後5時（条例第5条）
- (2) 休 館 日（条例第6条）
 - ①日曜日
 - ②毎月第2及び第4土曜日
 - ③国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ④8月13日から8月15日まで
 - ⑤12月27日から翌年1月4日まで（③に掲げる日を除く）

＊ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。(条例第13条第2項関係)

(3) 利用許可 条例第7条(利用許可)の規定による。

(4) 利用制限 条例第8条(利用制限)の規定による。

(5) 利用料金 一人一日につき200円

(6) 法令遵守

以下に掲げる法令を遵守すること。

① 嬉野市老人福祉センター条例(平成18年条例第103号)

② 嬉野市老人福祉センター条例施行規則(平成18年規則第73号)

③ 嬉野市情報公開条例(平成26年条例第33号)

④ 嬉野市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第16号)

⑤ 嬉野市行政手続条例(平成18年条例第12号)

⑥ 地方自治法、行政手続法、社会福祉法その他関係法令

2. 業務の範囲

(1) 条例第3条に掲げる業務

① 高齢者の生活、身の上、健康等に関する相談、指導

② 高齢者の教養向上、レクリエーション等のため必要な便宜の提供

③ その他市長が適当と認める事業

(2) 嬉野市嬉野老人福祉センターの利用の許可に関する業務

(3) 嬉野市嬉野老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 上記に掲げる業務のほか、) 嬉野市嬉野老人福祉センターの運営に関する事務のうち、市長固有の権限に属する事務を除く業務

(5) 事業計画の作成・実施

(6) 管理業務の収支予算書・事業報告書の作成

(業務の詳細は、嬉野市嬉野老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書を参照のこと。)

第3 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(3年間)

ただし、指定管理を継続することが適当でないと認めたときは指定を取り消すことがある。

第4 管理費用

当該施設の管理経費は、嬉野市が指定管理者に支払う委託料と、指定管理者が得る利用料金収入及びその他の収入をもって充てる。

(1) 委託料

指定期間内における1年間毎の委託料の額は、事業計画書や収支予算書などの内容及び運営計画、市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議のうえ協定書に定め、委託料として予算の範囲内で支払う。

委託料上限額（１年間）9, 581, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

（２）利用料金制

嬉野市嬉野老人福祉センターは、地方自治法第244条の2第8項に規定する「利用料金制」を採用するため、指定管理者は、利用に係る料金を自らの収入とすることができる。

（３）利用料金の減免

公益上特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる（条例第15条）が、減免によって利用料が減収となったときは、指定管理者の負担とする。

第5 応募資格

1. 応募者の資格

嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理者となりうるものは、指定期間中に施設を安全かつ円滑に管理運営し、嬉野市の高齢者の健康増進と福祉の向上に資することができるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条の規定に基づく苦情解決のシステム（制度）を整備し、次の事項に該当しない法人又は団体とする。

- （１）当該法人又は団体の責めに帰すべき事由により、他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない法人又は団体
- （２）当該法人の役員及び当該団体の代表者又はこれに順ずる地位の者が、破産者で復権を得ない者である法人又は団体
- （３）破産手続き開始の決定を受けた法人又は団体
- （４）市内に事務所又は事業所を有しない法人又は団体
- （５）国税、都道府県民税、市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人又は団体の代表者

2. 管理・運営に必要な資格・免許等

嬉野市嬉野老人福祉センターの管理運営には、次の資格・免許等を有する者を必要とする。

- （１）甲種防火管理者（再委託不可）
- （２）ボイラー取扱技能講習修了者（再委託不可）
- （３）中型自動車運転免許1種（8t限定解除）以上の取得者（再委託不可）

第6 申請の方法

1. 申請書類

申請に当たっては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年条例第63号。以下「指定管理者条例」という。）及び同条例施行規則（平成18年規則第52号）の規定により、下記の表に記載の書類を提出すること。なお、市が必要と認

める場合は、追加して資料を求めることがある。

提出部数 各 9 部（正本 1 部、副本 8 部）

番号	書 類	様 式	備 考
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号	条例第 4 条関係
2	事業計画書	様式第 2 号	同上
3	収支予算書	様式第 3 号	同上
4	定款又は寄付行為の写し	任意様式	法人以外の団体にあつては、会則等
5	登記事項証明書	同上	法人のみ
6	前事業年度分の貸借対照表及び財産目録	同上	
7	過去 3 か年の収支決算書	同上	経営実績が 1 年未満の場合は、経営状況を説明する書類
8	法人又は団体の概要、事業内容	同上	
9	法人又は団体担当者連絡先	任意様式	住所、電話・ファクシミリ番号、電子メールアドレス、担当者氏名
10	直近の納税証明書（滞納のない証明書）	同上	・法人は法人市町村県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税 ・団体は団体代表者の個人市町村民税
11	誓約書	別紙 1	

注意事項

- ①申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ②申請書類等は返却しない。
- ③申請書類等の著作権は、申請者に帰属する。なお、市は、必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。
- ④申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑤応募は 1 団体 1 申請のみとし、複数の申請はできない。
- ⑥応募に際して提出する運営管理体制の構成員は、他の応募団体が提出する運営管理体制の構成員になることはできない。
- ⑦各種証明書等については、3 か月以内に取得したものに限り。

※表 1 ～ 3、11 の様式は、嬉野市ホームページからダウンロードすることができる。

2. 申請手続

(1) 募集要項配布

配布期間 令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで

配布方法 嬉野市ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 申請書類の受付

提出期間 令和 8 年 8 月 7 日（金）から

令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時まで（必着）

提出方法 郵送または持参

提出先 〒843-0392

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

嬉野市役所（嬉野庁舎）福祉部 福祉課 高齢者福祉グループ

（受付・・・平日の午前8時30分から午後5時まで）

（3）問合せ先

嬉野市役所 福祉部 福祉課 高齢者福祉グループ

【電話】0954-42-3306 【FAX】0954-42-0472

【E-mail】fukushi@city.ureshino.lg.jp

（4）質問書の受付・回答

提出期限 令和8年8月14日（金）午後5時まで（必着）

提出方法 質問書（別紙2）により福祉課へ持参、郵送、メール又はファックスで提出

回答は、令和8年8月24日（月）までに嬉野市ホームページに掲載する。

（5）現地見学及び業務説明会

特に実施しない。

第7 指定管理者の選定

嬉野市指定管理者選定委員会（指定管理者条例第5条の2に規定する委員会。以下「委員会」という。）が、1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査）を行う。

1. 事業計画書の評価基準

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者条例第5条第1項各号の選定基準に照らし、評価基準は以下のとおりとする。なお、審査項目の詳細は別紙「審査基準表」のとおりとする。

（1）提案内容

①提案内容が、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康増進を図り、教養の向上や充実した生きがいのある生活を支援するに適したものか。

②提案内容が、具体性、実現性があるか。

③提案内容が、施設の設置目的を達成するものか。

（2）収支計画書の収入及び支出の見積額及びその内容の評価

2. 選定の結果及び指定の手続き

（1）1次審査の結果は、すべての申請者に書面で通知する。

（2）1次審査通過者は、委員会で2次審査（面接審査）を行い、その結果は、すべての1次審査通過者に書面で通知する。

（3）市長は、委員会が選定した指定管理候補者及び次点の者のうちから、総合的に判断して指定管理者を決定する。

（4）選定結果は、指定管理候補者及び次点の者へ書面で通知する。

（5）指定管理者とする議会の議決を得た後、指定する法人又は団体に対し書面で通知す

る。

(6) 選定・指定の結果は、嬉野市ホームページ、市報等で公表する。

3. 無効又は失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

4. 指定の取消し

市長は、指定管理者が法令違反等により管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、嬉野市は、賠償を行わない。一方、取消しに伴う嬉野市の損害については、指定管理者に対する損害賠償請求を行うことがある。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑に支障なく業務ができるよう引継ぎを行うものとする。

5. 選定事務の所管

選定事務については、嬉野庁舎 福祉部 福祉課が所管する。

第8 指定管理者との協定について

指定管理者の指定後、協定締結の前に、再度詳細について協議し、確認することとする。